

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定によって、広島県立図書館を次のとおり休館する。

平成二十二年一月二十五日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

一 休館の期間

平成二十二年三月二十三日（火）から同月二十六日（金）まで

二 休館の理由

広島県立図書館情報提供システムの更新のため